

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



海区漁業調整委員会委員
選挙人名簿の縦覧

この選挙人名簿は、毎年9月1日現在の申請などに基づいて作成し、12月5日に名簿の登録を確定します。

今回この名簿に登録されないと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。登録に該当する方は確認をしてください。

■縦覧期間

10月20日(月)～11月3日(月)
8時30分～17時

■縦覧場所・問合せ

市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局
TEL0897-52-1263

結婚50周年のご夫婦をお祝いしています(追加受付)

結婚50周年(金婚)を迎えられたご夫婦を9月26日(金)に開催した老人福祉大会でお祝いしましたが、追加して届出を受け付けます。

■対象

昭和33年中に婚姻届を出されたご夫婦で、市へ金婚の届出をされていないご夫婦

■届出方法

届出先にある届出書に必要な事項を記入・押印して、10月24日(金)までに提出してください。

■届出先

○市庁舎別館高齢介護課
長寿・いきがい対策係
TEL0897-52-1292
○各総合支所市民福祉課
福祉係

国民年金の加入手続きを
忘れず確実にいきましょう

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金に加入することになっていきます。

年金の種類は3つに分かれており、加入手続きや保険料の納付方法が異なります。結婚や就職などで年金の種類が変わった方は、2週間以内に加入届出をしてください。

■納付方法・加入届出先

○第1号被保険者
自営業の方、農業や漁業に従事している方、無職の方などは保険料を自分で納めます。加入届出は、市役所の年金窓口で行います。

○第2号被保険者
会社などに勤め、厚生年金や共済組合に加入している方などは、厚生年金や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担します。加入届出は、勤務先などで厚生年金や共済組合に加入すると自動的に行われます。

○第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者の方は、第2号被保険者と同様に、厚生年金

や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担します。

加入の届出は、扶養している配偶者(第2号被保険者)の勤務先などで行います。

■受給資格

国民年金の保険料納付済み期間と保険料免除期間を合計した期間が25年以上あることで、老齢基礎年金の受給資格ができます。保険料納付済み期間が40年(20歳～60歳)で満額の老齢基礎年金を受け取ることが出来ます。

国民年金の加入期間は60歳までですが、希望すれば65歳まで任意加入ができます。

60歳までに受給資格を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない方は、任意加入することで受給資格を得ることが出来る場合があります。

■問合せ

第1号被保険者の方
○市庁舎本館市民課 年金係
TEL0897-52-1383
○各総合支所市民福祉課
市民保険係(東予)
市民生活係(丹原・小松)
第2・3号被保険者の方
新居浜社会保険事務所
TEL0897-35-1300

11月1日は 2008年漁業センサス

漁業センサスは、わが国の水産業の実態を明らかにするため、5年ごとに全国一斉に実施する調査です。漁業者や水産関係者の方々のところへ、統計調査員が調査票への記入のお願いに伺いますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

調査した内容は統計資料作成のためだけに使用します。

■問合せ 市庁舎本館総務課 統計係 TEL0897-52-1390

農林水産省・愛媛県・西条市

